

主催事業における災害、安全保障規定書

はじめに

『一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール（国際自然大学校西日本）』（以下甲）では当法人が主催する事業にご参加いただき、様々な体験から多くの学びを得ることを目的に主催事業を展開しています。まずは参加者の安全管理を最優先事項と捉え、事前到手配できる限りの最前の準備をおこないますが、万が一の災害、事故などに備え、以下に定める安全保障規定を定め、主催事業にご参加される会員の皆様の安全の確保に努めてまいります。

第1章 責任の範囲

第1条 甲は、主催事業契約の履行に当たって、当法人が故意又は過失により参加者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して30日以内に当法人に対して通知があったときに限ります。

2 参加者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他 当法人又は当法人の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当法人は、前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

第2章 補償金の支払い（当法人の支払い責任）

第2条 甲は、甲が実施する事業に参加する参加者が、その事業参加中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によって身体に傷害を被ったときに、本章から第四章までの規定により、参加者又はその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金(以下「補償金等」といいます。)を支払います。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。)を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。

第3条 この規定において「事業参加中」とは、参加者が事業に参加する目的をもって集合場所での受付から解散時までの期間をいいます。

第3章 補償金等を支払わない場合（補償金等を支払わない場合-その一）

第4条 甲は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

- 1 参加者の故意。
- 2 補償金等を受け取るべきものの故意。
- 3 参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。
- 4 参加者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている場合に生じた事故。
- 5 参加者の脳疾患、疾病又は心神喪失。

第5条 甲は、地震、噴火、津波などの天災による傷害に対しては補償金等を支払いません。

第4章 補償金等の種類及び支払い額

第6条 甲は参加者が第1条の傷害を被り、その結果として、事故の日から180日以内に死亡した場合は、死亡補償金として、参加者の法定相続人に支払います。但し、すでにお支払いした後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでにお支払いした金額を差し引いた残額をお支払いいたします。

第7条 甲は参加者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、事故の日から180日以内に後遺障害（身体に残された将来においても回復出来ない機能の重大な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害が治った後のものを言います。）が生じた場合は、後遺障害の程度に応じてご死亡・後遺障害保険金額）に後遺障害等級ごとに定めた割合を乗じた額をお支払いいたします。

第8条 甲は参加者が第1条の傷害を被り、その直接の結果として、平常業務に従事すること又は、平常の生活ができなくなり、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅などでの治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することを言います）した場合は、その日数（入院日数）に対して入院補償金を支払います。

第9条 甲は参加者が第1条の傷害を被り、その直接結果として、平常の業務に従事すること、又は、平常の生活に支障が生じ、かつ、通院（医師による治療が必要な場合において、病院又は診療に通い、医師の治療を受けること（往診を含みます）を言います）した場合において、その日数（通院日数）に対して通院補償金を支払います。

第5章 事故発生及び補償金等の請求の手続

第10条 参加者が第1条の傷害を被ったときは、甲が契約している保険代理店を介して参加者の法定相続人へご連絡をさせていただきます。その際、事故の概要などや状況を説明させていただきます。

甲の関知しない事由により第1条の損害を被ったときは、傷害の程度、その原因となった事故の概要等について、甲に対して、当該事故の日から30日以内に報告しなければなりません。

参加者又は死亡補償金を受け取るべき者が、当社の認める正当な理由なく説明若しくは報告につき知っている事実を告げず、若しくは不実のことを告げたときは、甲は、補償金等を支払いません。

第11条 参加者又は死亡補償金を受け取るべき者が補償金等の支払いを受けようとするときは、甲に対し、補償金等請求書及び次に掲げる書類を提出しなければなりません。

1 死亡補償金請求の場合

- (ア) 参加者の戸籍謄本並びに法定相続人の戸籍謄本及び印鑑証明書
- (イ) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- (ウ) 参加者の死亡診断書又は死体検案書

2 後遺障害補償金請求の場合

- (ア) 参加者の印鑑証明書
- (イ) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- (ウ) 後遺障害の程度を証明する医師の診断書

3 入院補償金請求の場合

- (ア) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- (イ) 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (ウ) 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

4 通院補償金請求の場合

- (ア) 公の機関(やむを得ない場合には、第三者)の事故証明書
- (イ) 傷害の程度を証明する医師の診断書
- (ウ) 入院日数又は通院日数を記載した病院又は診療所の証明書類

2020年2月1日施行

一般財団法人ポジティブアースネイチャーズスクール

保険代理店・事故受付窓口

(有) オフィステラ 担当者: 町頭隆児 東京都目黒区鷹番2-9-3-202

契約保険会社 AIG損害保険会社

〒100-0004

東京都港区新橋5-11-3新橋住友ビル6F

保険は全て日本アウトドアネットワークの団体会員として加盟しています。